

# レンタカー一貸渡約款

<b>第1章 総 則</b>	一の現在位置、道路状態等が記録されるとき、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用するのことに同意するものとする。 （1） 貸渡契約終了後に、レンタカーが所定の場所に戻されたことを確認するため。 （2） 第2条第5項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。 （3） 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。 （4） 借受人及び運転者の年齢、性別、国籍等の属性に基づき、必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。 （5） 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のため個人を識別、特定できない形態に加工してマーケティング分析に利用するため。 （6） 借受人及び運転者が、前項のドライブレコーダによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求、開示命令を受けた場合に、必要と限度でこれを開示することがあることに同意するものとする。
<b>第2章 予 約</b>	<b>第19条 (保証責任)</b> 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。 1 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとする。 2 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により、借受人がレンタカーを返還するに十分な場合又は、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとする。
<b>第2条 (予約の申込み)</b>	<b>第22条 (返還場所の確認)</b> 借受人又は運転者は、使用したレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の利用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の残量が一定等あることを除き、引損した状態に返還するものとする。 1 借受人又は運転者は、レンタカーの返還において、レンタカーに借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。 2 借受人又は運転者は、使用したレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転者を中心し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
<b>第3条 (予約の変更)</b>	<b>第23条 (借受期間変更時の貸渡料)</b> 借受人は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。 1 借受人は、第12条第1項より借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。 2 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により、借受人がレンタカーを返還するに十分な場合又は、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとする。
<b>第4条 (予約の取消し)</b>	<b>第24条 (返還できない場合の措置)</b> 借受人又は運転者は、使用したレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の利用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の残量が一定等あることを除き、引損した状態に返還するものとする。 1 借受人又は運転者は、レンタカーの返還において、レンタカーに借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。 2 借受人又は運転者は、使用したレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転者を中心し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
<b>第5条 (予約の取消し)</b>	<b>第25条 (不返還した場合の措置)</b> 借受人又は運転者は、使用したレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の利用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の残量が一定等あることを除き、引損した状態に返還するものとする。 1 借受人又は運転者は、レンタカーの返還において、レンタカーに借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。 2 借受人又は運転者は、使用したレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転者を中心し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。
<b>第6条 (費用)</b>	<b>第26条 (故障発現時の措置)</b> 借受人又は運転者は、使用したレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転者を中心し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。 1 借受人又は運転者は、使用したレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転者を中心し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に掲げる事項を当社に報告し、当社に指示に従うものとする。 （1） 直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。 （2） 事故の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。 （3） 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を速滞なく提出すること。 （4） 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ社長の承諾を得ること。 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるとき、目的の達成に支障を及ぼす恐れがある場合は、賠償請求を行う等の法的措置をとるものとする。 3 当社は、借受人又は運転者が前項の規定に基づき修理を行うとともに、その修理費用を支払うものとする。 4 当社は、事故発生時の状況を正確することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について、事故が発生し、事故が自動動がした場合その状況を記録するものとする。 5 当社は、必要がある認められる場合には、前項の記録を検査するものとする。
<b>第7条 (予約業務の代行)</b>	<b>第28条 (盗難発現時の措置)</b> 借受人又は運転者は、使用したレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。 （1） 盗難、その他の被害を当社に報告し、当社の指示に従うこと。 （2） 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。 （3） 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を速滞なく提出すること。 <b>第29条 (使用不能による貸渡料の終了)</b> 使用不能において故障、事故、盗難その他の事由以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとする。 1 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第4項に規定する事由による場合はこの限りでないものとする。 2 故障等が発生し前項に存した際、不具合その他のレンタカーが受容条件に適していないことによる場合は、新たな貸渡契約を締結するものとし、借受人は当該新たな貸渡契約の提供を受けなければならないものとする。なお、当該レンタカーの提供条件については、第2条第2項を適用するものとする。
<b>第8条 (貸渡料の決定)</b>	<b>第30条 (借償及び営業補償)</b> 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第4項に規定する事由による場合はこの限りでないものとする。 1 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第4項に規定する事由による場合はこの限りでないものとする。 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第4項に規定する事由による場合はこの限りでないものとする。 3 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第4項に規定する事由による場合はこの限りでないものとする。 4 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第4項に規定する事由による場合はこの限りでないものとする。
<b>第9条 (貸渡料の補填の拒絶)</b>	<b>第31条 (保険及び補償)</b> 借受人が前条第1項又は第2項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われる。 （1） 対人補償 1名につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による)賠償金を含みます。 （2） 対物補償 1車につき 無制限(自動車損害賠償責任保険による)賠償金を含みます。 （3） 車両補償 1事故につき 時価(保険全額5万円) （4） 人身傷害補償 1名につき 300万円まで(従業員) 人身傷害補償の適用に際しては、必ず事前に人身事故の場合と事前に正当の治療を要します。 1 保険契約又は補償制度は、必ず事前に当社による場合に、第1項に規定する賠償金又は補償金は支払われません。 2 保険金又は補償金は賠償金の支払いに限り、かつ第1項の定めにより支払われる賠償金又は補償金を超える損害又は借受人又は運転者の負担とし、支払し、又はその支払を受けられない損害又は借受人の負担とし、かつ第1項の定めにより支払われる賠償金又は補償金を超える損害又は借受人又は運転者の負担とするものとする。 3 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 4 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 5 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 6 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。
<b>第10条 (貸渡料金の成立等)</b>	<b>第32条 (借渡契約の解除)</b> 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何の通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料から、貸渡しから解除まで期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。 1 借受人は、前項の解除に該当したとき、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 <b>第33条 (借渡契約)</b> 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次に規定の解除手続料金を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 1 借受人は、前項の解除に該当したとき、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 2 借受人は、前項の解除に該当したとき、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 3 借受人は、前項の解除に該当したとき、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 4 借受人は、前項の解除に該当したとき、直ちに直ちに損害を支払うものとする。
<b>第11条 (貸渡料)</b>	<b>第34条 (個人情報の利用目的)</b> 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。 （1） 道路運送車両法第8条第1項に基づきレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時(貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられた事項を実施するため。 （2） 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が提供する商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーンの開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送附等の方法により案内するため。 （3） 貸渡契約の締結に際し、借受人又は運転者に対し、本人確認及び貸渡契約締結の可否について催告を行うため。 （4） 当社の取り扱う個人データ及びサービス等の企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的とし、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。 （5） 個人情報等を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工して統計データを作成するため。 （6） 第1項各号に定めない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
<b>第12条 (借受人の委任)</b>	<b>第35条 (個人情報の登録及び利用の同意)</b> 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報(ただし7年を超えない期間登録されたときと同一の個人情報)を一般社団法人全国レンタカー協会及びこれらに加盟する各都道府県レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の締結の目的のために利用されることに同意するものとする。 （1） 当社が道路運送車両法第51条第4項に基づいて放置車両の返還の委託を受けた場合 （2） 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の返還の支払いが行われる場合 （3） 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合 2 借受人が前条第3項に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報(ただし7年を超えない期間登録された)を、全国レンタカー協会によって貸渡契約締結の締結の目的のために利用されるものとする。
<b>第13条 (点検整備及び確認)</b>	<b>第36条 (代理店業務)</b> 当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸渡するつもりである場合申込みを受け営業所(レンタカーが設置されている場合を含みます。)において、第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合限り、他のレンタカー事業者から、レンタカーを提供受ける、これ代り貸渡するつもりであるものとする。これを「代理店業務」といいます。 （1） 当社の取り扱う個人データ及びサービス等の企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的とし、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。 （2） 個人情報等を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工して統計データを作成するため。 （3） 第1項各号に定めない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。
<b>第14条 (点検整備及び確認)</b>	<b>第37条 (代理店業務)</b> 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 1 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 3 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 4 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。
<b>第15条 (管理責任)</b>	<b>第38条 (権利)</b> 借受人は、この約款に基づき取引に関する消費税法上の消費税を含みます。)を当社に対して支払うものとする。 1 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 3 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 4 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。
<b>第16条 (日常点検整備)</b>	<b>第39条 (返還損害金)</b> 借受人又は運転者が前項の約款に違反したときは、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 1 借受人又は運転者が前項の約款に違反したときは、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 2 借受人又は運転者が前項の約款に違反したときは、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 3 借受人又は運転者が前項の約款に違反したときは、直ちに直ちに損害を支払うものとする。 4 借受人又は運転者が前項の約款に違反したときは、直ちに直ちに損害を支払うものとする。
<b>第17条 (禁止行為)</b>	<b>第40条 (約款及び約款の提示)</b> 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 1 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 3 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 4 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。
<b>第18条 (運転経路等の制限等)</b>	<b>第41条 (含意義務)</b> この約款に付して権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟の場にかかわらず当社の本店、支店又は営業所所在地を管轄する裁判官裁判所をもって管轄裁判所とする。 1 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 3 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 4 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。
<b>第19条 (GPS機能)</b>	<b>第42条 (含意義務)</b> この約款に付して権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟の場にかかわらず当社の本店、支店又は営業所所在地を管轄する裁判官裁判所をもって管轄裁判所とする。 1 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 3 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。 4 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとする。